

随意契約締結情報

当社が令和2年9月に締結した100万円を超える契約のうち、
日本赤十字社会計規則第36条の規定に基づき随意契約を締結したものは以下のとおりです。

※随意契約を行う際は、可能な限り2社以上の業者から見積書を徴収し、最も安価な額を提示した業者と締結を行います。

No.	契 約 名 称	契 約 締 結 日	契 約 の 相 手 方	契 約 金 額	契 約 理 由
1	赤十字奉仕団による街頭募金活動用資材代	令和2年9月24日	サンケイ広告株式会社	1,100,000円	契約にかかる予定価格が少額である場合